

第129号議案

島根県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

島根県留置施設視察委員会条例（平成19年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項」を「第21条第4項」に、「組織」を「委員（以下「委員」という。）の定数及び任期その他委員会の組織」に改める。

第2条第1項中「委員会の」を削り、「4人」を「4人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。